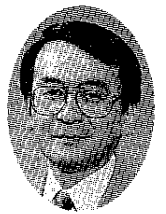


2016年 9月4号

**松原のりかず 岐阜市議会文教委員会討論 23日**



**重要なら三本柱で 本館展示に！**

**鵜飼 信長 として はら さんけい  
原 三溪**

第112号議案 岐阜市歴史博物館条例の一部を改正する条例制定について  
(旧柳津町の「もえぎの里」にある市歴史博物館分室を原三溪氏の  
記念館に改装する事に係る条例改正)

**柳津の「もえぎの里」に 分室機能 が 本当に有意義？**

岐阜市歴史博物館分室は、その設置場所の関係からか見学人数が極めて少なく、照明改修の予算計上の時点に、費用対効果も含め本館への充実集約を提起しました。〔私の記憶が正しければ、一日の見学者数は部屋の清掃職員の出入りを含めても数人(自動カウント装置記録)。LED工事に百万円単位の工事はもったいない。見学者のいないときはスイッチを切ればよい。と言った記憶がある。街路灯のLED化とは意味合いが違う。〕

岐阜市が 原三溪 氏の功績について、記念室を新設するほど重要視するならば、本館をリニューアルして、鵜飼と信長そして原三溪と三本柱として岐阜市歴史博物館の展示を充実し、全国や世界に宣伝すべきかと考えます。

岐阜公園は遠足の場所として活用されれば歴史博物館見学は当然セットとなり、「原三溪記念フロア」も子どもたちの目にふれる機会も多くなります。

今日までの定期的な分室模様替えが、その努力と効果を分析するとき極めて非効率と考えますが、「原三溪記念館」となっても、その費用対効果には疑問が残ります。

鵜飼伝承館の経験〔予定よりはるかに少ない見学者〕を活かすべきでしょう。新設場所(旧柳津町)での効果が出たとしても、それは本館(岐阜公園)で開設すればそれ以上の実績を予測できるでしょう。

現時点での課題を指摘させて頂きました。常に投資効果を分析され、疑問点が明確に成ったと判断された時は、速やかに見直しをされる事を要望し、議案には賛成します。

連絡先 市会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

# 雨漏りメディア 重大責任は市長

## FC 岐阜の株主は市民全体 サッカー優待券は誰の物？！

第117号議案 平成27年度岐阜市一般会計、特別会計決算認定 文教分

メディアコスモスの漏水に関する対応は、その職員の他の本来業務を大きく阻害している。設計者も施工者もこの自覚を持つべきである。

しかし、無責任体制は設計者、施工者だけでしょうか？ 最終検査を合格させ、全体で約60億円の支払いの内の「最終払い分の24億円余」を、検査後1週間で雨漏りを起こしていた建築物の代価として、支払った最高責任者は細江市長です。

この、24億円余を支払ってしまった事が、業者の責任回避の態度を増幅しています。また、あの水溜りの現存する屋根のデザインを認めた最高責任者も細江市長です。税金の支出に見合った建築物とは認めがたい。細江市長の責任の自覚を促すものです。

FC 岐阜の株主優待サッカー入場券が、岐阜市民に知らされる事も無いまま、市長公室と教育委員会で全部消費されていたことは極めて問題です。出資金2000万円は税金であり、株主は岐阜市民全体です。岐阜市民がFC 岐阜に親しんで頂く為に有効活用されるべき株主優待券と考えます。議会で指摘されるまで継続して不適切使用がされていたとすると、驚きを禁じえません。 **第117号議案には反対します。**

なお、市民参画部の文化芸術担当の業務が、観光部門と重なっているように見受けられる。「賑わいに関する部門の住み分け」を考える機会を持たれる様期待します。

450プロジェクトの予算が、教育委員会の予算に組み込まれ続けることは岐阜市予算全体に占める「本来の教育予算」の全体像を視にくくする恐れがあり、決算を総括され、他の部に組み替えられる事を指摘申し上げます。



松原のりかず  
☎058-253-2500